

岐阜県救急医療研究会に係る代表世話人と岐阜県 消防長会長との覚書

この覚書は、岐阜県救急医療研究会会則（以下「会則」という。）第3条の事業を行なうために、岐阜県救急医療研究会代表世話人（以下「甲」という。）と岐阜県消防長会長（以下「乙」という。）において、必要な事項を定めるものとする。

ただし、岐阜県消防長会長は、岐阜県内の消防職員の代表を兼ねるものとする。

- 1 会則第4条第1項第1号の消防職員とは、岐阜県内の消防本部に所属する消防職員とする。
- 2 会則第6条第1項第4号イの消防関係世話人は、次のとおりとする。
 - (1) 岐阜ブロック 各務原市消防本部 救急警防課長
 - (2) 西濃ブロック 大垣消防組合消防本部 警防課長
 - (3) 東濃ブロック 多治見市消防本部 予防警防課長
 - (4) 中濃ブロック 可茂消防事務組合消防本部 救急課長
 - (5) 飛騨ブロック 高山市消防本部 救急課長
 - (6) 岐阜市消防本部 救急課長
- 3 会則第22条第2項第2号に規定する各部会に推薦する消防職員は、次のとおりとする。
 - (1) メディカルコントロール部会（11人）

岐阜県消防長会（以下「消防長会」という。）の岐阜、西濃、東濃、中濃、飛騨の5ブロックから各2人と、岐阜市消防本部1人の消防職員
 - (2) A C L S部会（13人）

消防長会の岐阜、西濃、東濃及び中濃と飛騨ブロックを1とした4ブロックから各3人と、岐阜市消防本部1人の消防職員
 - (3) J P T E C部会（14人）

消防長会の岐阜、西濃、東濃の3ブロックから各3人、中濃、飛騨の2ブロックから各2人と、岐阜市消防本部1人の消防職員
 - (4) 脳卒中部会（13人）

消防長会の岐阜、西濃、東濃及び中濃と飛騨ブロックを1とした4ブロックから各3人と、岐阜市消防本部1人の消防職員
- 4 甲は、岐阜県救急医療研究会事業実施要領（以下「実施要領」という。）第2の事業を実施するに当たって、消防職員の派遣及び資機材が必要な場合は、乙に文書をもって依頼するものとする。

乙は、甲からの依頼文書を受理し必要と認めた場合は、該当するブロック代表消防本部消防長に消防職員の派遣要請等を行うものとする。

- 5 実施要領第 2 に掲げる事業のうち、甲が直接行なわず主催等名称だけを使用する事業については、乙が関わる事業としないものとする。
- 6 第 4 に基づき派遣する消防職員の選出及び派遣人数、必要資機材の貸し出しについては、甲、乙及び実施場所を管轄するブロック代表消防本部消防長と、事前に協議するものとする。
- 7 甲は実施要領第 2 の事業を行なうに当たって、乙の事務局（岐阜市消防本部）と事前に協議するものとする。
- 8 講演会、症例研究発表会、ACLS、JPTEC、ISLS/PSLS研修の参加費を徴収する場合は、研修に必要な経費以外の昼食費、反省会等の会費は含めないものとする。ただし、特に必要な場合は、別に請求するものとする。
- 9 岐阜県救急医療研究会会計規程第 4 に規定するACLS、JPTEC、ISLS/PSLS研修の受講者とは、プロバイダー又はインストラクター資格を取得するため研修を受講する者とする。
- 10 平成 16 年 8 月 6 日付、甲と乙との間で締結した「覚書」は、この覚書の締結をもって失効するものとする。

平成 22 年 7 月 10 日

岐阜県医療研究会 代表世話人 小倉 真治

岐阜県消防長会 会長 鬼頭 正司